

4 平成 29 年度 認可保育所の定員変更について

(1) 松下保育園分園の建替に伴う定員変更

① 定員変更の期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（予定）

② 定員変更内訳

施設名称	変更前	増減	変更後
松下保育園（本園）	90	9	99
松下第 2 保育園（分園）	29	▲9	20
合計	119	0	119

(2) 第 2 回鹿屋市保育所及び幼稚園適正配置等懇話会による協議結果

申請のとおり、定員変更を認める。ただし、期間を平成 29 年 10 月 1 日から新園舎完成までの間とし、新園舎完成後は、すみやかに現定員に戻す手続きを行うこととする。

※第 2 回鹿屋市保育所及び幼稚園適正配置等懇話会

平成 29 年 9 月 6 日 書面協議

位置図

